

和歌山県内の人権全般・部落差別に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
和歌山県共生社会推進部人権局人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)
海草振興局地域づくり部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-432-7837	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務省 みんなの人権110番*	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
 ※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。
 ※一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

常設
相談所

- 和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- 和歌山地方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- 和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- 和歌山地方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- 和歌山地方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

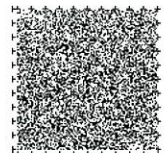


※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。

問い合わせ先

和歌山県 共生社会推進部 人権局 人権政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL.073-441-2560 FAX.073-433-4540



植物油インク(ベジタブルインク)は、再生可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で作られたインクです。

詳しくはこちら

和歌山県 部落差別解消推進条例

検索

令和7年1月改訂



部落差別 解消推進条例

差別のない社会に向けて



『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要 (公布・施行:令和2年3月24日) (改正:令和2年12月24日、令和5年12月26日)

和歌山県は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指しています。



なぜ、条例を制定したの?

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせたり、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みをしたりするなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指して、条例を制定しました。



県はどのような取組をするの?

■教育及び啓発

- すべての人に部落差別についての理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。

■相談体制の充実

- 部落差別に関する相談に対応します。
また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。

■部落差別を行った者への対応等

- 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。
- 部落差別を行った人が指導に応じない場合には、部落差別をやめ、今後行わないよう強く求める勧告を行います。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査等による部落差別を行った県内事業者が勧告に従わない場合は、公表を行います。

■実態把握

- 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。



条例の主な内容は?



■基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません。
- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

■部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行ってははいけません。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってははいけません。
- 個人を誹謗中傷する発言や落書きその他あらゆる行為による部落差別を行ってははいけません。

■県、県民、事業者の責務を規定

- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために定めました。

■特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

- プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。



県民や事業者に求められることは?

■人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

<県民・事業者の方へ>

- 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いします。



協力します!

